

令和8年度第1回八千代市地域包括支援センター運営協議会次第

日時 令和8年6月23日（火）

14時00分から15時30分

場所 八千代市上下水道局2階大会議室

1 開会

2 委員・事務局紹介

3 議題

【協議事項】

- （1）令和10年度以降の地域包括支援センターの設置数及び配置人数について
- （2）令和10年度以降の委託に係る参加資格要件等の緩和について
- （3）地域包括支援センターの開所時間等の変更について

4 その他

5 閉会

八千代市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

委嘱期間 令和 6 年 7 月 1 日～令和 9 年 6 月 30 日

(敬称略)

NO	委嘱区分	所属団体名	氏名
1	介護保険の被保険者又はサービス利用者で公募により選考された市民代表（第 1 号委員）	介護保険の被保険者又はサービス利用者の代表	澁江 道夫
2			佐藤 俊恵
3	高齢者団体を代表する者（第 2 号委員）	八千代市長寿会連合会	渡部 正敏
4	民生委員児童委員を代表する者（第 3 号委員）	八千代市民生委員・児童委員協議会連合会	中山 幸江
5	介護保険サービス事業又は介護予防サービス事業を行う事業者を代表する者（第 4 号委員）	八千代市介護サービス事業者協議会	安藤 仁子 ※1 R8. 5. 1～
6			白濱 徳之
7	学識経験を有する者	一般社団法人八千代市医師会	中村 明澄
8		一般社団法人八千代市歯科医師会	佐藤 孝 ※2 R7. 7. 31～
9		一般社団法人八千代市薬剤師会	松本 孝章 ※3 R6. 11. 8～
10		社会福祉法人八千代市社会福祉協議会	板垣 仁一朗

※ 1 前委嘱委員 山藤 響子 委嘱期間：R6. 7. 1～R8. 4. 22

※ 2 前委嘱委員 中澤 正博 委嘱期間：R6. 7. 1～R7. 7. 23

※ 3 前委嘱委員 小川 敦 委嘱期間：R6. 7. 1～R6. 10. 30

令和10年度以降の地域包括支援センター設置数及び配置人数について

(事務局提案)

- ・日常生活圏域は現状を維持しつつ、八千代台圏域においては、センターの担当エリアを「東西」と「西北」に分け、それぞれ、八千代台東南地域包括支援センター、八千代台西北地域包括支援センターを設置することとし、他の圏域は現状維持とします。
- ・職員配置は圏域ごとの高齢者人口等にあわせて適切に配置します。

(センターごとの人員配置等)

センター	圏域	職員配置（常勤換算）※1	備考
勝田台	勝田台	6人（センター4.5 SC1 認推0.5）	
阿蘇・睦	阿蘇	7人（センター5.5 SC1 認推0.5）	
	睦		
村上	村上	8人（センター6.5 SC1 認推0.5）	1人増※2
八千代台東南	八千代台	6人（センター4.5 SC1 認推0.5）	2人減※3
八千代台西北		4人（センター4）	4人（新規）※3
高津・緑が丘	高津・緑が丘	9人（センター7.5 SC1 認推0.5）	1人増※4
大和田	大和田	8人（センター6.5 SC1 認推0.5）	
7センター	7圏域	48人	現状より4人増

- ※1 生活支援コーディネーター（専任1人）及び認知症地域支援推進員（兼任可0.5人）を含む
- ※2 村上圏域は後期高齢者人口が5,000人を超えることによる人員増
- ※3 八千代台圏域は生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員を「東南」のセンターのみに配置
- ※4 高津・緑が丘圏域の高齢者人口が12,000人を超えることによる人員増

(参考) 八千代市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

(職員に係る基準)

一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人

(参考) 令和 8 年度八千代市地域包括支援センター運営方針 (抜粋)

(運営体制)

第 3 条 センターは、以下の基準に従い、センターを円滑に運営すること。

- (1) センターは、八千代市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（以下、「条例」という。）に規定する職員配置を満たすとともに、センターが担当する圏域数や圏域内の高齢者人口や業務の増加に合わせて職員を次の目安に従い、増員すること。また、保健師又は地域ケア、地域保健等に関する経験があり、高齢者に関する公衆衛生業務の経験が 1 年以上ある看護師（以下、「保健師等」という。）、主任介護支援専門員又は主任介護支援専門員に準ずる者（以下、「主任介護支援専門員等」という。）、社会福祉士の 3 職種（以下、「3 職種」という。）を偏りなく配置する。

なお、主任介護支援専門員等とは、地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間（専任か否かは問わない）が通算 5 年以上である者をいう。

ア 八千代市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例に規定する職員配置に加え、担当する圏域 1 箇所につき 3 職種のうち 1 名を配置。

イ 以降、圏域の高齢者人口が概ね 2, 0 0 0 人増えるごとに 3 職種のうち 1 名を配置。

ウ 圏域の後期高齢者人口が概ね 5, 0 0 0 人を超えた場合には、3 職種のうち 1 名を配置。ただし、上記イの規定により 2 人以上配置している場合にはこの限りではない。

令和10年度以降の委託に係る参加資格要件等の緩和について

(事務局提案)

- ・委託にあたっては、前回と同様に公募型プロポーザル方式(※)による選定を前提としますが、応募状況等により、プレゼンテーション・ヒアリング等の簡略化を検討します。
- ・八千代台圏域のセンターの新設にあたり、幅広く公募するために法人格の要件を緩和し、株式会社も応募可能とすることを検討します。

※「プロポーザル方式」とは、対象業務に対する発想や課題解決方法及び取組体制等の提案を審査し、市にとって最も適切な創造力、技術力、経験などを持つ者を受託候補者として選定する方式。「公募型」では広く参加者を募り、申込みのあった者の中から参加資格要件を満たす者を参加させる方法をいう。

選定方法等について

(契約方法の経緯)

年度	契約方法等
～令和3年度まで	全圏域で一者随意契約（市直営1ヶ所）
令和4年度	大和田圏域：直営から委託に変更 R5.2～ →プロポーザルにより2者より応募 八千代台圏域：人員配置基準未充足による契約方法変更 R5.4～ →プロポーザルにより3者より応募
令和5～6年度	大和田・八千代台はプロポーザルによる複数年契約 その他の圏域は一者随意契約
令和7～9年度	全圏域でプロポーザルによる随意契約 →新規法人の応募はなく、既存の受託法人のみが応募

(状況)

- ・現委託契約（令和7年度から令和9年度）は全圏域において公募型プロポーザル方式により実施しましたが、既存の受託法人以外からの応募はありませんでした。
- ・大和田圏域及び八千代台圏域の運営主体に変更が生じた際は、業務引継に多大な労力が生じ、業務の継続性や地域住民の利便性に影響がでました。
- ・公募型プロポーザル方式は新規参入がしやすく中立性、公正性においても利点がありますが、地域包括支援センター業務の専門性、継続性等を鑑みると、適切にセンター運営がなされている場合において、必ずしも適切とはいえない可能性があります。
- ・他自治体においては、人員体制が確保できないこと、運営が赤字に転じることなどを理由に受託法人が次期委託に応募しないケースが散見されています。

(当市のプロポーザル方式に関するガイドライン) 一部抜粋

選定委員会は、参加者すべてにプレゼンテーション及びヒアリング(以下「ヒアリング等」という。)を実施するものとする。ただし、業務の性質、規模等に応じ、ヒアリング等の実施が必要でないと選定委員会が認める場合は、ヒアリング等を実施しないことができる。

(参考：千葉市の地域包括支援センター運営委託法人公募要領) 一部抜粋

選定方法：1圏域1法人しか応募がなく、かつ応募者が現在運営している千葉市あんしんケアセンターの委託法人である場合、資格確認及び1次審査(財務状況等の審査)のみ実施します。

法人格の要件緩和について

(前回公募時の法人格による参加要件)

令和6年6月1日現在、千葉県内に法人本部もしくは事業所を置く社会福祉法人、医療法人、本事業を実施することを目的として設立した公益法人または特定非営利活動法人であって、かつ以下の何れかの施設(事業所を含む)経営又は自治体からの受託実績があること。

- ・介護保険法に基づく指定又は許可を受け事業所を運営している法人
ただし、福祉用具貸与・販売のみの事業所を除く
- ・介護保険法に基づく地域包括支援センターを運営している法人
- ・老人福祉法に基づく老人介護支援センター(在宅介護支援センター)を運営している法人

(千葉県内の地域包括支援センターの委託先 R8.4.1時点)

計	社福法人	医療法人	直営	株式会社	公益法人	市立病院
244	150	43	35	9	6	1

前回と同様の参加要件にした場合、「株式会社」は応募できないこととなりますが、県内では株式会社の7法人が9つのセンターの委託を受けており、いずれの会社も「医療」「介護」「看護」のいずれかの別事業を実施しています。

地域包括支援センターの開所時間等の変更について

(事務局提案)

- ・市役所の窓口受付時間の変更にあわせて、センターの開所時間を現行の 8 時 30 分～17 時から 9 時から 16 時 30 分に変更することを検討します。但し、委託業務時間は 8 時 30 分から 17 時で変更しません。また、電話対応についても、これまでと同様とします。
- ・現在、土日祝日はセンター開所していませんが、次期契約より、土日祝日のいずれか月 1 日を目安に開所することを検討します。

センターの開所時間の変更

(市の窓口受付時間変更の概要)

- ・令和 8 年 8 月 3 日(月)から 12 月 28 日(月)までを試行期間として、市の施設(保育園や公民館等を除く)の窓口受付時間が 9 時 00 分から 16 時 30 分に変更。(現状より前後、30 分ずつ短縮)但し、職員の勤務時間は変更なし。
- ・電話対応時間の変更はなく、8 時 30 分から 17 時まで。
- ・本格実施は令和 9 年 1 月からを予定。

Q：なぜ窓口受付時間を変更するのか？(市ホームページより抜粋)

A：本市における窓口業務等の行政サービスは、始業前の準備や閉庁後の片付けなどによる職員の時間外勤務を前提としたものとなっており、恒常的な時間外勤務が発生していました。この状況を改善し、窓口対応中には集中して行うことが難しかった専門的な判断を要する業務や複雑な業務等に集中する時間を確保することにより、将来にわたり安定した質の高い行政サービスを提供するため、窓口受付時間を見直したものです。

Q：窓口受付時間を変更したことによる影響はないのか？なぜ「午前 9 時から午後 4 時 30 分」という時間に設定したのか？(市ホームページより抜粋)

A：本市の窓口利用状況を調査したところ、全体の約 9 割の利用者がこの時間帯に集中していることが分かりました。このため、多くの方への影響を最小限に抑えられるこの時間を設定いたしました。あわせて、現在はコンビニ交付サービスなどの普及により、市役所に来なくても証明書が取得できる環境が整っております。こうした来庁不要なサービスを活用いただくことで、市民サービスの質を落とすことなく、より効率的な行政運営を目指してまいります。

(地域包括支援センターでの検証)

各地域包括支援センターでの時間帯別の窓口対応件数をカウントしてもらい、市の窓口利用状況調査と同様の傾向がみられた場合には、センターの開所時間の短縮を検討していきたいと考えています。

土日祝日の開所

(近隣他自治体等の土日祝日等の開所状況)

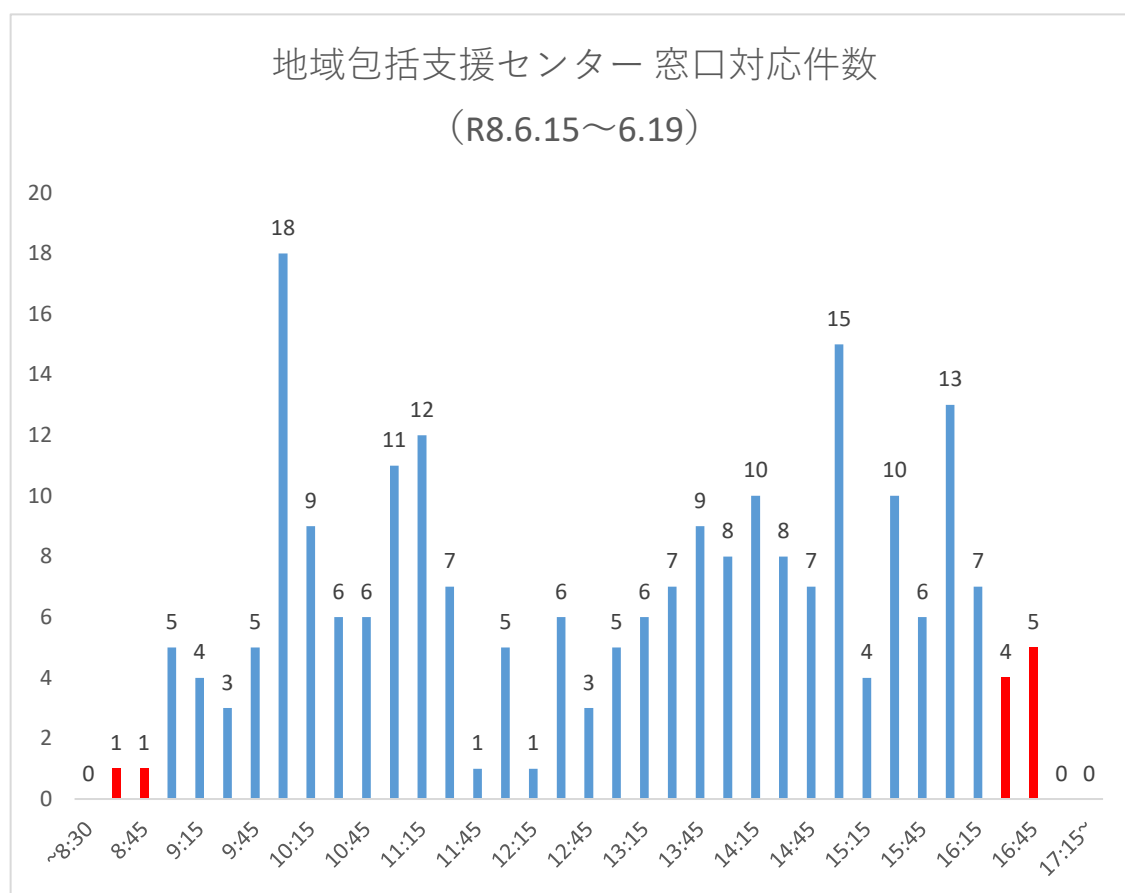
当市を含む県内54市町村のうち、土日祝日のいずれかを開所している自治体は13市町(11市・2町)あります。

主な近隣自治体は千葉市、松戸市、柏市、佐倉市、市原市、流山市、我孫子市、浦安市、四街道市、白井市で、「恒常的に土曜もしくは日曜の開所」「半日開所」「予約制で開所」などの対応をとっています。一方で、近隣で開所してない主な自治体は市川市、船橋市、習志野市、鎌ヶ谷市、印西市です。

(要望・職員体制)

当市においても市政懇談会や当課、センターへの問い合わせ等により、主に就労している家族の方から平日以外の開所の要望があります。一方で、現状より開所日数を増やすことは、市民の利便性は向上しますが、職員体制の確保(働き方改革、年間休日数の調整)を難しくさせ、平日の業務が手薄になるデメリットも生じます。

平日業務に影響しないような開所日数・時間等を考えた場合、事務局では、当市の戸籍住民課等が既に実施している日曜開庁(月1回・半日)を基準に検討することで、地域包括支援センター運営への影響を最小限に抑えつつ、市民の利便性にも繋がると考えています。



調査期間：令和 8 年 6 月 1 5 日（月）から 6 月 1 9 日（金）

調査対象：全地域包括支援センターの窓口で対応した件数（市民・関係者）

調査結果：総窓口対応件数 228 件

9 時までに対応した件数 2 件（全体の 1 %）

16 時 30 分以降に対応した件数 9 件（全体の 4 %）

→ 9 時から 16 時 30 分の時間帯に 95 % 対応

地域包括支援センターからの意見

- ・全てのセンターにおいて開所時間の短縮を希望している。
- ・事務に集中できる時間が設けられるのは利点。
- ・始業準備や記録の時間ができるのは良い。
- ・相談件数自体が減少する訳ではないため、時間外勤務削減の効果は不明。
- ・市民や関係者に浸透するまでは、臨機応変に個別対応していく必要がある。
- ・電話で対応できることの案内や周知は別途、必要。